

議案第13号

朝来市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
朝来市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和5年4月1日に施行され、子ども・子育て支援法（平成24年法律第5号）から教育保育に関する関係大臣協議に関する規定が削られたことに伴う項ずれを整理するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市立認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
朝来市立認定こども園条例（平成22年朝来市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号資料

朝来市立認定こども園条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 (保育料に関する経過措置)</p> <p>4 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもに係る第8条第2項第1号の保育料は、当分の間、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>附 則 (保育料に関する経過措置)</p> <p>4 子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもに係る第8条第2項第1号の保育料は、当分の間、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>